

## 京葉臨海コンビナート カーボンニュートラル推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 京葉臨海コンビナートの国際競争力を堅持しつつ、日本をリードするカーボンニュートラルコンビナートへの転換を図るため、行政・立地企業等が連携した先進的な取組を推進するため京葉臨海コンビナート カーボンニュートラル推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 京葉臨海コンビナートのカーボンニュートラルの推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長が必要と認める場合は、別表の構成員（以下「構成員」という。）を変更することができる。
- 4 協議会にオブザーバーを置くことができる。

### (会長)

第4条 会長は会務を総理する。

- 2 会長は千葉県知事が務めるものとする。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、分科会を設置することができる。分科会に関する必要な事項は分科会が別に定める。
- 3 協議会において、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、書面により協議会を開催することができる。

### (秘密保持義務)

第6条 構成員及びその関係者（構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料をとりまとめる者をいう。）は、協議会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。ただし、協議会（次項第1号の分科会及び会合を含む。）において、情報開示の協議が調った事項については、この限りではない。

2 前項の協議会で知り得た情報には、次の各号のいずれかに該当するものを含む。

- 一 第5条第2項の分科会及び第1条の目的を達成するために構成員をもって組織される会合で知り得た情報
- 二 第1条の目的を達成するために行われた照会及び回答（公知情報を除く）
- 三 その他、会長が必要と認めた事項

**（庶務）**

第7条 協議会の庶務は、千葉県商工労働部産業振興課が行う。

**（その他）**

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

**（施行期日）**

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

## 別表

	構 成 員
会 長	千葉県知事
企 業	出光興産株式会社千葉事業所長
	AGC株式会社千葉工場長
	大阪国際石油精製株式会社千葉製油所長
	コスモ石油株式会社千葉製油所長
	JFEスチール株式会社専門主監
	株式会社JERA企画統括部脱炭素推進室長
	住友化学株式会社千葉工場長
	東京ガス株式会社袖ヶ浦LNG基地所長
	日本製鉄株式会社東日本製鉄所副所長
	富士石油株式会社袖ヶ浦製油所長
	丸善石油化学株式会社千葉工場長
	三井化学株式会社市原工場長
有識者	辻 佳子（公益社団法人化学工学会、国立大学法人東京大学教授）
	松野 泰也（国立大学法人千葉大学教授）
	星野 岳穂（国立大学法人東京大学大学院 特任教授）
団 体	公益社団法人化学工学会 地域連携カーボンニュートラル推進委員会 委員長
行 政	千葉市長
	市原市長
	袖ヶ浦市長
	木更津市長
	君津市長
	富津市長
	経済産業省関東経済産業局長
	国土交通省関東地方整備局副局長